中国商標「宇治」行政訴訟について

令和3年10月21日

1. 商標「宇治」行政訴訟について

2018 年 7 月 13 日に中国商標「宇治」(第 3 5 5 2 4 0 3 号)の不使用取消し請求が認められ、取消しが決定したことに対し、京都府茶協同組合が(㈱福寿園に依頼し不服申立を申請し、行政訴訟を 2019 年 7 月 3 日より行っておりました。「宇治」への不使用取消し請求に対して、福寿園が対応しているのは組合の代理として「宇治」を取得したことからであり、「宇治」を守り「宇治茶」を守るといった茶業界のためであります。

行政訴訟の審決が、2021 年 8 月 20 日に「宇治」商標に関する不使用取消審判の再審審 決を取り消すという判断が下され、商標「宇治」を㈱福寿園が保持することを認められまし た。(茶協側の勝訴)

しかし、2021 年 8 月 28 日に中国国家知識産権局が控訴し第二審で争う必要がでてきております。第二審で争うことの必要性を、中国の代理人である北京林達劉事務所へ確認致しました。

以下、北京林達劉事務所からの回答になります。

現在、組合が依頼し福寿園が保持している商標に「宇治」(第3552403号)、「宇治」 (第25907973号)と「宇治茶」(第29200117号)があり、「宇治」(第25 907973号)が他社により無効審判を請求されています。万が一、本件の第二審が敗訴 になったら、ドミノ式に他の登録商標にも悪い影響を与える可能性があります。

第二審で応答しない場合、自分の権利をきちんと守る意志が薄くなり、相手に屈服すると相手に思われ、相手より更に攻撃される可能性があります。

さらに、京都府・宇治市と連携して取り組み「宇治」が日本の有名な抹茶の産地であると 認められた、中国国家知識産権局の地名リスト「小信封」の登録にも悪影響があると、㈱福 寿園の担当弁理士からの見解もございます。

2. 第二審の終了後

中国において、第二審が終了した後、相手も福寿園も再審を請求することが可能です。但 し、最高裁が再審を受理するのは、特定の条件を要求しています。条件が厳しくなっており、 第一審と第二審より、再審を受理するハードルは高くなっております。

例えば、元の判決を覆すことのできる新証拠がある場合や、元の判決で認定された主要証拠が、虚偽のものである場合などは再審が受理されるということです。

3. 今後の費用について

第二審に関する費用

勝訴した場合

中国代理人(HFG 事務所)基本代理費60万円

成功報酬180万円

小計245万円

鈴榮特許綜合事務所 基本料15万円

成功報酬50万円

小計 65万円

合計310万円

以上の費用は、次年度に計上することで予定しております。

以上